

損害賠償命令制度の意義と機能

—— 刑事司法のパラダイム転換による損害賠償制度の再構築の可能性 ——

長谷川 貞 之

〈目次〉

- 一 はじめに
- 二 損害賠償命令制度の創設に至る経緯
- 三 損害賠償命令制度の基本構造と運用上の問題点
- 四 損害賠償命令・刑事和解と刑事司法のパラダイム転換
- 五 結 語

一 はじめに

刑罰と損害賠償は、不法や責任構造における差異から制度的な違いがあると考えられているが、その淵源を遡れば、元は同一の根源に由来する制度である。^① 両者は、国家権力や裁判制度が確立・整備されてくるにつれて、国家の刑罰権の確保と犯罪被害者の損害回復とが明確に区別されて制度的に分離し、別個の制度として位置づけられるようになった。しかし、近時、両者は、機能的にあるいは制度的に接近する傾向にある。わが国では、刑罰と損害賠償の融合した制度の一つとして、二〇〇七年六月、犯罪被害者が刑事手続の成果を利用して、簡易・迅速に損害賠償請求権を実現することを定めた「損害賠償命令」制度が創設された。これは、従前の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（いわゆる犯罪被害者保護法。平成一二年法律第七五号）の題名を「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（付随措置法。平成一九年法律第九五号）に改めるとともに、同法の第五章に損害賠償命令制度として「刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例」を設ける形で創設されたものである（付随措置法九条〜二九条^②）。

従来、多くの犯罪被害者およびその遺族が加害者に対して損害賠償の請求をするには、高い裁判費用と多くの労力ないし時間を要し、独力では証拠が十分にはえられないなど、様々な難点があり、犯罪被害者等にとって現在の損害賠償制度が十分に機能しているとは言い難い状況にあった。このような状況に鑑み、従前の犯罪被害者保護法の一部を改正し、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して、簡易かつ迅速に損害賠償請求に係る審理および裁判を行うことを目的として創設されたのが、損害賠償命令制度である。

この損害賠償命令制度は、後述するように、一定の対象犯罪について、刑事被告事件の判決言渡し直後に同じ裁判官によって当該事件の被告人に対する損害賠償請求の民事裁判が開始するという仕組みをとっている。損害賠償命令制度は二〇〇八年一月より運用が開始され、施行の前後より、同時に導入された「被害者参加」制度とともに社会的に大きな注目を浴び、マスコミなどでも大きく取り上げられた。^③しかし、損害賠償命令制度の利用は、被害者参加制度が刑事訴訟において確実に定着しつつあるのとは対照的に、必ずしも多いとはいえない。^④なぜ損害賠償命令制度の利用は少ないのか、損害賠償命令制度が果して実際に機能しているといえるのかどうか。これらの点については、これまで必ずしも十分な検証や把握がなされてこなかったように思われる。^⑤

筆者はかつて、損害賠償命令制度の創設以前に設けられた「刑事和解」の制度を取り上げ、附帯私訴との関連を明らかにしながら、民事損害賠償の観点から犯罪被害者等の損害回復の問題を論じたことがある。^⑥本稿は、この前稿に続くものである。本稿では、前稿の成果を踏まえながら、新たに創設された損害賠償命令制度について、すでに導入されている刑事和解制度との関連にも言及しながら、修復的正義と刑事司法のパラダイム転換の観点から、その立法的意義および運用実態を明らかにしつつ、解釈上の問題を指摘するとともに、犯罪被害者等の被害回復のためには刑事和解制度との併存的利用が有用であることを明らかにすることにしたい。

二 損害賠償命令制度の創設に至る経緯

1 犯罪被害者の地位と裁判制度

ヨーロッパの法史において、刑事裁判は、紀元前のタリオ思想に根差した復讐の時代を経て、いわゆる「血の復

「讐」を止めさせる制度として発達してきた⁽⁸⁾。時が経過し、時代が進むと、復讐を贖うための贖金は、半自由民や奴隷に対する加害、動物による加害、動物の滅失・毀損、窃盜の被害についてのみならず、殺人や重い傷害の場合においても支払われるようになった。贖金は復讐放棄の代償であつたから、贖金支払いの範囲が広がることは、それだけ復讐禁止の範囲が広がつたことを意味する。五世紀後半頃までの古代ゲルマン社会においては、贖金が広い範囲に及び、その利用がみられる。とりわけ、殺人に対する復讐に代えて支払われる贖金である人命金または殺人賠償金のことを「ウエルゲルト (Wergeld)」といい、その他の不法行為に対する贖金である賠償金のことを「ブーゼ (Busse)」といって、贖金を表現している。広義のブーゼはウエルゲルトを包含するものであるが、ウエルゲルトの額は被害者の身分によつて異なり、貴族のウエルゲルトは一般人のそれよりは高額であつたといわれている。四世紀後半に起こつたゲルマン民族の大移動の結果、西ヨーロッパの各地にゲルマン諸部族の国家が建設され、あわせて部族法典も制定されたが、部族法典においては、復讐放棄の代償である贖金はどの部族法においても重要な部分を占めていた。時代の進展とともに、国家体制や裁判制度が次第に整備されてくると、一般の不法行為に対する贖金を意味したブーゼの一部は、被害者に対してではなく、国家に対して支払うことが命じられるようになる。そして、贖金は、一二〜一三世紀になると、平和金を意味する「フレドゥス (Fredus)」と呼ばれるものが現れるに至り、独立した公法的罰金の性格を有するようになった。このような段階を経て近代に至ると、ブーゼは、一方では刑事裁判としての罰金へ、他方では民事上の損害賠償へと、それぞれ分化して行くことになった。S・シェーファーによれば、近代法により裁判制度が整備されるに伴い、ゲルマン民族における血の復讐や贖罪金制度は次第に衰退して行つたといわれている⁽⁹⁾。わが国でも、ほぼ同様に、加害者と被害者との復讐の時代から裁判という形で公的権力が刑事事件を処理し、公的な立場

から刑罰を科すことがみられる¹⁰。近代法のもとで刑事裁判が確固たる制度として確立してくると、犯罪被害者やその遺族は事件の関係当事者でありながら、刑事裁判における当事者は検察官と被告人（加害者）およびその刑事弁護人であり、犯罪被害者等は「忘れられた存在」となってしまう。

しかし、二〇世紀に入り、ドイツや他の欧米諸国では、刑事裁判における犯罪被害者の地位ついて、権利保障の観点から、刑事手続を利用した損害回復の制度が検討されてきた。とりわけ、一九五〇年代以降、欧米諸国は、犯罪被害者が刑事手続に様々な形で関与する法制度について活発に議論し、一九八〇年代には附帯私訴や刑事手続を利用した損害賠償に関して被害者の保護と権利保障のための法制度の整備が進めてられてきた¹¹。

これに対し、わが国では、犯罪被害者というのは証人として裁判所に喚問され、被害事実を述べるという形で関与する時代が長く続いた。前稿の研究でも触れたところであるが、戦前には、わが国においても、旧刑事訴訟法のもとに附帯私訴制度（五六七条以下）が設けられていた¹²。しかし、わが国の附帯私訴制度は、統計数字からも明らかによろしく、刑事裁判官が刑事手続の中でそれと著しく異なる民事手続を行う煩雑さなどが原因で、実務上ほとんど機能しなかったといわれている¹³。また、旧刑事訴訟法における附帯私訴は、戦後、アメリカ型の当事者主義に基づく現行刑事訴訟法への改正に伴い、職権主義に基づく民・刑の事件の一括処理が裁判所において困難になったことなどの理由で、廃止されることになった¹⁴。これ以降、わが国における犯罪被害者は、一九八〇年頃まで、直接被害を受けた当事者であるにもかかわらず、告訴を¹⁵するとか、証人として刑事裁判に参加する以外は、十分な保護を受けることもなく、忘れられた存在として扱われてきた。

2 損害賠償命令制度の創設の経緯

わが国の犯罪被害者等の支援に関する立法の歴史が大きく動き出すのは、一九八〇年代の前後からである。そこから現在に至るまでの流れを整理すると、次の三段階に区分することができる。第一は、一九七四年の三菱重工ビル爆破事件を契機に、一九八〇年五月、「犯罪被害者等給付支援法」が制定されるまでの段階、第二は、一九九〇年以降発生した幾つかの事件を背景に、二〇〇〇年五月、いわゆる犯罪被害者等保護二法が制定されるまでの段階、そして、第三は、二〇〇七年三月、犯罪被害者の刑事手続への参加（刑事訴訟法三二六条の三三以下）と並んで刑事裁判所による損害賠償命令制度（付随措置法九条以下）が創設されてから現在に至るまでの段階である。¹⁶

(1) 第一段階——空白の八〇年代

わが国において犯罪被害者の問題が大きくクローズアップされることになるのは、一九七四年八月に起きた三菱ビル爆破事件（死者八人、負傷者三八〇人）を契機に、犯罪被害者の補償に関する議論が高まり、これを受けて、一九八〇年五月に「犯罪被害者等給付金支給法」（昭和五五法律第三六号。翌年一月一日施行）が制定された時である。犯罪被害者等給付金支給法（以下「犯給法」という）は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族や重傷病を負いまたは身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。犯給法の根幹をなす基本的思想は、自由主義社会において犯罪発生は自由の対価であり不可避であつて、国民の誰もが被害を受ける可能性をもつという理解のもとに、犯罪被害者等を社会全体で平等に負担することが合理的かつ必要であるという考え方に基づくものである。¹⁷しかし、犯給法の制定以後、政府や民間において特段の動きもなく、「空白の八〇年代」とでもい

時代が長く続くことになった。⁽¹⁸⁾

(2) 第二段階——犯罪被害者の支援・保護と損害の回復に関する議論

その後、わが国では、一九九五年に地下鉄サリン事件、一九九七年には神戸幼児殺傷事件が起こるなど、犯罪被害者の問題が一気に社会の関心を集めた。⁽¹⁹⁾ 犯罪被害者やその遺族が犯罪被害から回復して平穏な生活に戻るためには様々な困難があることが指摘され、刑事手続における犯罪被害者等の支援・保護や地位の向上をいかに図るべきかということが重要な問題とされた。このような世論の高まりを受けて、二〇〇〇年に「犯罪被害者等保護二法」(「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」、「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」。通称「犯罪被害者保護法」)が制定された。⁽²⁰⁾ 犯罪被害者保護法は、「被害者の再発見」という観点から、犯罪被害者等の配慮・保護を目的としていくつかの制度を創設し、また、犯罪被害者等に権利を付与することになった。具体的には、意見陳述制度の創設(刑事訴訟法二九二条の二)、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(刑事和解)制度の創設、公判の優先傍聴権、公判記録の閲覧・謄写権などの付与(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」以下、「付随措置法」と略する—一三条、二条、三条)が法律に盛り込まれることになった。⁽²¹⁾

この犯罪被害者等保護二法に続いて、二〇〇四年二月には、「犯罪被害者等基本法」(平成一六年法律第一六一号。以下「基本法」と略す)が議員立法の形で全政党一致により、国会で可決・成立した。これは、多くの犯罪被害者等にとって、その被害から回復して平穏な生活に戻るためには、依然として様々な困難があるとの指摘を受けて、これに応えるものである。基本法は、基本的な理念として、犯罪被害者にその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利があるということを経済の世界で宣言し、これに基づいて、国には犯罪被害者のための施策を総合的に策定して実施する

義務があることを明記したうえで、具体的な様々な事項について講ずべき施策を提示した。この基本法の制定を受けて、内閣府は、内部に検討会や推進会議を設置し、基本計画の中で示された施策に関して具体的な検討を行う一方、基本計画の案(骨子)を取りまとめ、これをパブリック・コメントに付すとともに、国民から得られた意見・要望を踏まえたうえで、二〇〇五年一月に「犯罪被害者等基本計画(案)」を策定した。基本計画(案)は、同年一二月、政府において閣議決定され、「犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」と略す)として定められた。基本計画においては、延べ六八にわたる犯罪被害者団体等から一、〇六六の意見・要望を聴取し、その中から新たに取り組むものおよび既存の取組みをさらに充実させるものを選別したうえで、これを四つの基本方針と五つの重点課題にまとめ、二五八の具体的な施策が示されている。²²⁾このうち、損害賠償命令制度に関しては、第一の重点課題である「損害回復・経済的支援等への取組み」の中で、「損害賠償請求に關し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」として掲げられ、具体的な立法提案が求められた。

(3) 第三段階——損害賠償命令制度の創設

前述の基本計画の策定とこれに基づく被害者団体等からのヒアリングを踏まえて、二〇〇六年九月、法務大臣から法制審議会に対し、犯罪被害者等の保護に関する諮問第八〇号が出された。諮問の内容は、前述の基本計画で示された四つの基本方針を概略でそのまま示すものであるが、これらの事項に關してその整備要綱の骨子を示されたいというものであったが、これを契機に、わが国においては損害賠償命令制度の創設に向けた動きが活発となつて行つた。²³⁾

法務大臣からの諮問を受けて、法制審議会は、二〇〇六年九月開催の一五〇回会議で審議を行い、まず刑事法部会において専門的な検討を行うことを決定した。²⁴⁾刑事法部会では、二〇〇六年一〇月から翌二〇〇七年一月までの間に

合計八回の審議が行われ、最終的な要綱案（骨子）が決定された。これまでの法制審議会に対する刑事法関係の諮問では、あらかじめ事務当局で取りまとめた比較的具体的な要綱骨子を示すのが一般的であったが、今回は具体的な要綱骨子を示さずに、わが国に相応しい瀬度としてどのようなものが考えられるかという観点から、刑事法部会において根源的な審議・検討が行われた。損害賠償命令という名称はともかくとして、法制審議会刑事法部会における議論の中では、このような制度を設けること自体に積極的な反対はなく、むしろ大方の賛同がえられており、基本的な理論的問題が出される場面は少なかったといわれている。そして、二〇〇七年二月開催の法制審議会第一五二回会議において、賛成多数で要綱案が了承され、法制審議会会長より法務大臣に対して答申が行われた。⁽²⁵⁾ 答申によれば、「損害回復・経済的支援等への取組み」における「損害賠償請求に關し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」としては、「損害賠償命令の申立て」制度として附帯私訴に類似した制度の創設を求めるといったものであった。⁽²⁶⁾

法務省では、右の答申に基づき、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が立案され、閣議決定を経て、内閣より同法律案が二〇〇七年三月、国会に提出された。前述の要綱骨子にはなかったが、法律案では損害賠償の請求に關する決定という表現ではなく、損害賠償の「命令」という用語が使われている。立法担当者の説明では、あえて命令という言葉を用いたことについて、特段の深い意味はなく、実質的には決定またはそれに類似するものである。⁽²⁷⁾

国会（第一六六回常会）の審議では、前述の提出法案について一部修正が加えられたが、⁽²⁸⁾ 二〇〇七年六月、衆参両院の本会議でそれぞれ可決され、本法律が成立した（平成一九年法律第九五号）。国会での可決・成立にあたり、従前の

「犯罪被害者等の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（犯罪被害者保護法）の題名が「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（付随措置法）と改められた。損害賠償命令制度については、付随措置法の第五章に「刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例」（付随措置法九条以下）として規定が設けられることになった。⁽²⁹⁾

なお、付随措置法には、その附則九条に、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」という規定が置かれている。これを受けて、二〇一三年一月、法務省には「平成一九年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」が設置され、意見交換会のもとで何度か会合がもたれている。⁽³⁰⁾

三 損害賠償命令制度の基本構造と運用上の問題点

1 損害賠償命令制度の基本構造

新たに創設された損害賠償命令制度とは、当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む）について、犯罪被害者等の権利利益の保護・救済の観点から、犯罪被害者等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用し、簡易かつ迅速な手続により審理・裁判を行うことを目的とするものである。刑事手続における成果の利用、被害者の労力・負担の軽減、および、簡易・迅速な手続の保障が、この制度の三本の柱となっている。以下、この損害賠償命令制度について、申立て、対象となる被告事件の種類、裁判・審理などを概観し、その特徴というべきものを明らかにしておこう。⁽³¹⁾

損害賠償命令制度は、基本構造として、一定の対象犯罪を掲げながら、刑事被告人の判決言渡し直後に、同じ裁判官によって当該被告人に対する損害賠償請求等の民事裁判が開始するという仕組みをとっている（付随措置法九条一項）。前述の二本の柱を基本としながら、損害賠償命令制度においては諸種の手続が定められている。手続の特徴としては、予断排除・無罪推定の観点から、損害賠償命令の審理は有罪判決言渡し後に開始される（同法二〇条一項、二四条一項）。また、申立ては所定の事項を記載した書面で行わなければならない（同法一七条二項）、申立書の余事記載は禁止されている（同法一七条三項）。このほか、付随措置法に特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法の規定が準用される（同法二六条³²）。手続に関する留意点としては、以下の点を挙げるができる。

まず、損害賠償命令制度を定めた付随措置法の第九条には、損害賠償命令の申立ての対象となる犯罪が列挙されている³³。基本的には、いわゆる生命・身体・自由といったものが保護法益となっている犯罪の中から、過失犯を除いたものが対象である。これは、これまでまったく前例のない制度を導入してこれを円滑に実施して行くためには、適用対象をこの制度に相応しいものに絞り、制度の実効性を一応確保して制度を立ち上げることが優先された結果である。対象となる民事上の損害賠償請求は、当該被告人に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む）である。有罪判決の言渡しがあつたときでも、当該言渡しに係る罪が付随措置法九条一項各号に掲げる罪に該当しないときには、裁判所は決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない（付随措置法二三条一項）。この却下の決定に対しては、申立てが不適法であることを理由とするもの（同条項一号）を除き、不服を申し立てることができない（同条三項）。

次に、損害賠償命令の申立ては、特定の罪に係る刑事被告事件（再審事件を除く）の被害者等が当該被告事件の係属する地方裁判所に対し、その弁論の終結までに行わなければならない（付随措置法九条一項）。無罪、免訴、公訴棄却などの裁判があつた場合は、申立てが却下される³⁴。適法な損害賠償命令の申立てがなされても、損害賠償命令の申立てについての審理および裁判は、刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない取扱いである（付随措置法二二条一項）。これは、刑事手続に対して同時に民事の損害賠償請求を認める場合、被告人の弁護活動が萎縮する恐れなどが懸念され、それに配慮したものである。この点で、損害賠償命令の制度は、厳密な意味での附帯私訴制度とは異なるものといえる。

損害賠償命令の申立てについての裁判は、刑事事件を担当していた裁判所が、有罪判決を言い渡した後に、民事の裁判所として行うものとされている。裁判所は、有罪判決の言渡し後、直ちに損害賠償命令の申立てについての審理のための期日を開き（付随措置法二六条一項）、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でない³⁵と認めるものを除き、その取調べを行う（同条四項）。裁判所の審理は、同一の裁判所が被告事件の訴訟記録を取り調べ、刑事裁判で用いられた証拠等を引用して行われるが、口頭弁論を経ない³⁶することも可能である（同法一五条一項）。特別の事情がある場合を除き、四回以内の審理期日において審理を終結しなければならない（同条三項）。

裁判所は、審理に日時を要するなどの理由から四回以内の審理期日において審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てによりまたは職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる（付随措置法二四条一項）。また、裁判所が最初の審理期日を開いた後、当事者から審理および裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があり、相手方もこれに同意しているときは、裁判所は損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしな

なければならない（同条二項）。終了の決定があった場合、損害賠償命令事件は訴え提起の擬制により、通常の民事訴訟に移行する（同条三項）。その際、当事者または利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧・謄写、その正本、謄本・抄本の交付または損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる（同法二五一条一項）。

以上の手続を経て、損害賠償命令の申立てについてなされた裁判は、送達または告知を受けた日から二週間内に異議の申立てがないときは、確定判決と同一の効力を有する（付随措置法一九一条一項・五項）。損害賠償命令の申立てに係る裁判に対して当事者より異議の申立てがあった場合、裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定でこれを却下しなければならず（同条二項）、この却下決定に対しては即時抗告をすることができる（同条三項）。適法な異議の申立てがあったときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失うことになる（同条四項）。この場合、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、申立ての時に、申立てをした者が指定した地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされる（同法二〇一条一項）。その際、裁判所は、検察官、被告人または弁護人の意見を聴き、取り調べた当該被告事件の訴訟記録中、関係者の名誉または生活の平穩を著しく害するおそれがあると認めるとき、捜査または公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他送付することが相当でないと認めるものを特定し（同法二一条一項）、これらを除いて損害賠償命令事件の記録を管轄権を有する当該裁判所へ送付しなければならない（同条二項）。

2 運用実態

前述したように、損害賠償命令制度は、二〇〇八年一月よりその運用を開始したが、これまでの運用状況は必ずしも多くはない。前述の意見交換会の配布資料によると、件数は二〇一一年の終局事件数で二三七件にすぎず、あまり利用されているとはいえない³⁵⁾。また、認められた賠償額も五〇〇万円までが約半数を占めており、高額な賠償が認められた例は少ない³⁶⁾。このような運用実態をどのように評価すべきかについては、意見が分かれるところである。被害者団体の代表等からは裁判所の抑制的な運用への批判などが表明されているが、利用件数の少なさの原因は「立法時に被害者手続参加の理論的根拠が必ずしも明確にはされなかったことに求められる」との指摘もある³⁷⁾。

日弁連が二〇一〇年七月に実施した弁護士を対象とする損害賠償命令制度の利用状況に関するアンケートによると、罪名別では、強姦・強制わいせつ等を合わせた性犯罪が全体の五〇%に及び、次いで、殺人・傷害致死等の被害者死亡事案が約二七%、殺人未遂・傷害等の被害者傷害事案が約二一%となっている。回答事例の多くは自白事件であるが、約三〇%の割合で一部否認事件や全部否認事件が含まれている。請求金額では、三〇〇万円以下の請求が約二七%、一〇〇万円以上の請求が約三七%あり、両者で全体の約六五%を占める。案件の中には、一億円以上の請求も数件みられるが、数としては例外である。審理の方式については、回答事例の約八八%で有罪の言渡しと同じ期日に第一回が開かれ、その多くが非公開の審尋で行われている。また、半数以上の事例で、二〜三回の審理が開かれており、一回の審理で終結した事件は僅かである³⁸⁾。

3 運用上の問題点

損害賠償命令の申立てに係る民事裁判は、刑事事件を担当していた裁判所が有罪判決を言い渡した後に、民事の裁判所として行う。裁判所の審理は、裁判所が被告事件の訴訟記録を取り調べ、刑事裁判で用いられた証拠等を引用して行われるが、口頭弁論を経ないこともできる。前述のように、任意的口頭弁論が採用されているため、被害者側の立証は記録の取り寄せという形で簡単に済ませることも可能である。この場合には、被害者側はもっぱら損害論に集中して主張・立証を行うことができることから、その点のメリットは大きいといえよう。

しかし、その一方で、損害賠償命令制度については、被害者側にとって極めて運用しにくい制度であるとの評価がなされている⁽³⁹⁾。具体的には、対象が訴因で特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償のみであるため、起訴事実に不満をもっている被害者にはこの制度を利用しようとする考えがないこと、被害品の返還請求や訴因よりも広い事実での損害賠償請求、被告人以外の者に対する損害賠償請求がこの制度ではできないこと、手数料が一律に二、〇〇〇円と低額に抑えられているが、通常の民事事件に移行した場合には訴額に応じて手数料が増額されてしまうことが挙げられる。また、賠償命令が出され、これに従って弁済がなされた場合には、そのことが控訴審において刑を軽くする方向で作用することがあり、それを嫌う被害者等もいること、賠償命令が出されても執行可能性が低く、とくに実刑の場合には賠償金の支払いが困難になってしまうことなども、マイナス要因として挙げられている⁽⁴⁰⁾。

このほか、損害賠償命令制度は、損害賠償請求の審理を刑事被告事件の審理と分離している点で、附帯私訴とは異なる制度となっているが、損害賠償請求の審理を見据えた弁護活動が刑事被告事件の審理において行われることから、刑事被告事件への実質的な影響は避けられないものがあるといえる⁽⁴¹⁾。

前述したように、損害賠償命令の申立ては、予断排除の観点から、請求の趣旨ならびに刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他規則で定める事項以外の事項を記載してはならないことになっている。しかし、この点、犯罪被害者等が損害賠償命令の申立てをしたこと自体や請求の趣旨の記載だけでも、刑事裁判を担当する裁判官に対して犯罪があつたとの予断を与える恐れがある。また、この点に関連して、損害賠償命令の申立てがなされた刑事裁判においては、罪種によつても異なるが、被害者の落ち度に関する過失相殺の割合が大きな争点となることが考えられる。そのような場合、犯罪被害者等を証人として尋問する際に、被害者の落ち度に関する詳細な尋問が実施されることが予想され、刑事裁判が長期化する可能性が増加する恐れがある。

損害賠償命令制度は、刑事事件の有罪判決の言渡し後に、損害賠償の請求についての審理を行うことが予定されている。この場合、有罪判決の言渡しによつて、その審級における刑事事件の弁護人の職務は終了することになるから、被告人は新たに損害賠償命令の申立てに関する訴訟代理人を選任しなければならず、訴訟代理人がいまままで損害賠償命令の申立ての審理に対応せざるをえない事態が予想される。このような場合、刑事施設に収容されている被告人が民事訴訟のすべての裁判に出頭することは実際不可能である。自ら出頭することもできないまま審理が行われて、損害賠償命令が発せられることになると、被告人には実質的に防御権が保障されず、裁判を受ける権利（憲法三二条）が侵害される恐れがないとはいえない。

四 損害賠償命令・刑事和解と刑事司法のパラダイム転換

1 損害賠償命令制度の三本の柱と被害者救済の観点

周知のように、刑事訴訟手続は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適切かつ迅速に適用・実現することを目的とする。これに対し、民事訴訟手続は、対等な私人間の生活関係上の紛争、利害の衝突を解決・調整することを目的とする。わが国においては、刑事訴訟手続によって犯罪に対する処罰が行われ、民事訴訟手続により生じた損害の回復が行われるように、刑事と民事の手続が明確に分離されている。

戦前の刑事裁判は、職権主義訴訟の構造のもとで、裁判所が訴訟の主導権を握り、検察官の主張の範囲（公訴事実）に制限されることなく証拠調べを行い、判断することができた。そのため、刑事裁判に私訴が附帯される場合、その範囲について検察官の主張がないときであっても、当前に証拠調べを行い、判断することができた。これに対し、戦後の刑事裁判は、当事者主義を基調とし（刑事訴訟法二五六条六項、三二二条一項など）、訴因制度（同法二五六条三項）を採用したことから、審判の対象が検察官の主張の範囲（訴因）に制限されることになった。その結果、国家の刑罰権を実現するという刑事訴訟手続の中に、被害者等による損害回復という民事訴訟手続を持ち込むとしても、刑事事件の審理の対象は検察官が明示する訴因に限定されるため、訴因と請求の原因との間にずれが生じることが起こり得る。こうした事態は、現行制度の下では避け難いようにも思われる⁴²。

前述の基本計画においては、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度として、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復などが例示として挙げられていた。これを受けて、法制審議会刑事法部会では、当初、

附帯私訴的なものをベースに議論がなされた。しかし、その後、審議・検討を進めて行くうちに、わが国の旧刑事訴訟法に規定されていた附帯私訴の制度、さらには、現行のドイツやフランスにあるような附帯私訴のもとでは、刑事手続の中に複雑な民事上の制度が持ち込まれることにより刑事手続が遅延する恐れがあるとか、民事手続と刑事手続では証拠法則や証拠調べ手続が異なり、この二つを融合した場合に一体どのような手続となるのかとか、被害者に対していかなる手続的な権利を保障するのかといった、非常に複雑で解決困難な問題が提起された。また、第一審の判決に対して刑事を控訴し、民事は控訴しなかったところ、控訴審で無罪判決が出たら附帯私訴の判決はどのように扱われるのか、あるいは、その逆の場合はどうなるのかなど、様々な問題が出てきた。そこで、段階を踏んで手続を進めるという前提のもとに、刑事手続でえられたものを次の民事手続の基礎とする手法が採用されることになった。これが、法律案の基礎になっている考え方である。このような考え方を踏まえて、法制審議会では、損害賠償の請求に關して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易・迅速な手続とすることのできる制度として、わが国で相応しいものを新たに導入する方向で引き続き審議・検討が行われた⁴³。その結果、新たに導入する制度については、わが国の旧刑事訴訟法に規定されていた附帯私訴の制度、さらには、現行のドイツやフランスにあるような附帯私訴とは性質のかなり違う内容のものが盛り込まれることになった。また、法制審議会刑事法部会の議論の中では、英米法系の刑罰としての損害賠償命令のような制度を積極的に導入しようとする意見もみられなかった。むしろ、そのような制度を導入した場合の問題提起や懸念が述べられていた。

このような慎重な議論と用意周到な準備をもって、損害賠償命令制度は、わが国独自の制度として導入された。前述したように、損害賠償命令制度の基礎にある考え方は、刑事手続の成果を利用すること、被害者の労力・負担を軽

減すること、そして、簡易・迅速な手続の保障、という三本の柱にある。これを踏まえて、損害賠償命令の対象は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強姦の罪、逮捕・監禁の罪、略取・誘拐および人身売買の罪などに係る被告事件における不法行為に基づく損害賠償の請求とされたのである。対象となる被告事件からは、交通関係業過事件と財産犯関連事件が除かれている。前者については、業過失事件を含めると、過失相殺や後遺症の問題が争点となる可能性が高く、先行する刑事手続自体が長期化する恐れがあることが危惧されて、除外された。後者については、被害にあった財物が被告人の手に残っている場合には還付という形で被害者の元に戻ること、また、没収・追徴した財産を用いて当該事件の被害者に給付金を支給できる制度がすでに設けられていることから、被告人に資力があるのであれば積極的に被害弁償がされやすいことが考慮されて、除外されたものといえる。

しかし、前述の指摘からも明らかのように、損害賠償命令制度は犯罪被害者等の救済という観点からみても、様々な問題を生じさせる。問題点はいくつかあるが、その利用を妨げているものは、次の点に集約されるのではなかろうか。

第一に、損害賠償命令制度は、あくまでも起訴状に記載された訴因で特定された事実を原因とする不法行為の損害賠償だけが対象となる。従って、検察官が同種犯行のうちの一部だけを起訴し、残りは余罪として立証する方法をとった場合、余罪とされた事件の被害者等はこの制度を利用できない。

第二に、損害賠償命令の申立てに係る損害賠償の裁判は、原則として四回以内の期日審理において行うものとされ、それができないような複雑な事件にあつては、裁判所の職権で損害賠償命令事件を終了させ、通常の民事裁判に移行するものとされている。また、当事者のいずれかが損害賠償命令の決定に異議を申し立てた場合も同様である。その

結果、損害賠償命令制度が有効に活用できる場面が限定されることになる。

第三に、損害賠償命令の決定が出されても、加害者である被告人に財産がなければ、結局、犯罪被害者等は賠償金を受領することはできない。とくに、損害保険が最も整備・充実している業務上過失致傷の罪には損害賠償命令制度が適用対象外とされていることから、対象となる当該被告事件では多くの事案で損害賠償命令の執行が困難となる事態が予想される。

このように、損害賠償命令申立制度は、当事者である被告人や犯罪被害者等の双方にとって多くの問題点を抱えた制度であるように思われる。しかし、損害賠償命令の対象となる民事上の損害賠償請求が提起されるときは、被害者の側で一応これだけのものを請求したいということが明らかになることによって、示談あるいは刑事和解のきっかけとなる効果を期待することができる。賠償資力のない被告人に損害賠償命令の申立てをしても、意味がないといわれることがあるが、裁判所という公的機関からこれだけの損害を与えたということを認定してもらうことこそが、被害からの立直りという観点では大きな意味がある。これに加えて、刑事・民事という二度の裁判による精神的苦痛を一回にするという側面も、被害者側の立場からは無視することができない。いずれにせよ、上記の問題点をいかに克服するか、損害賠償命令制度の命運はかかっているといえることができる。

2 刑事和解制度の有効活用

ところで、国家の刑罰権を実現するという刑事訴訟手続に犯罪被害者等の損害回復という民事訴訟手続を持ち込むという点では、刑事和解と損害賠償命令の両制度は共通している。刑事と民事の二つの手続を明確に分離しているわ

が国において、刑事和解の制度もまた注目すべき制度の一つである。⁽⁴⁴⁾

前述したように、損害賠償命令制度に先行して導入された刑事和解制度は、刑事訴訟の過程で成立する被告人と犯罪被害者等の間で交わされる民事上の和解につき、その履行を法的に担保するために、和解成立の旨を刑事裁判の公判調書に記載し、これを債務名義として執行力を付与するために設けられたものである（付随措置法四条以下）。刑事和解は、被告人と犯罪被害者等との間で、当該刑事被告人に係る被害についての争いを含む民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事事件を審理している裁判所に対し、弁論終結までに公判期日に出頭して、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てを行い（付随措置法四条一項）、この合意が刑事裁判の公判調書に記載されたときは、その記載が裁判上の和解と同一の効力を有するものとされた（同条四項）。これにより、刑事和解は確定判決と同一の効力を有し（民事訴訟法二六七条）、債務名義となる（民事執行法二二条七号）。従って、加害者である被告人の債務履行がないときは、この刑事裁判の公判調書をもとに、直ちに強制執行することが可能となる。この刑事和解は、民事の訴え提起前の和解（民事訴訟法二七五条）に類似するが、当事者間にすでに合意が成立している点で、両者は異なるものといえることができる。

刑事和解制度は、その立法過程を振り返ってみると、当初、法制審議会刑事法部会では、刑事訴訟手続を利用して民事における裁判上の和解と同じ効果をもった和解調書を認めるという程度の認識であった。⁽⁴⁵⁾しかし、刑事法部会の審議を経る中で、刑事弁護人や被害者側の代理人などの関与のあり方、裁判所の和解に対する量刑評価によつては、修復的司法への端緒を切り開く可能性が指摘され、そのような制度を構築する方向での議論が進んで行った。⁽⁴⁶⁾とくに意見の対立が激しかったのは、刑事和解において被告人側の当事者に保証人を含めるべきか否か、刑事和解の対象を

当該被告事件の公訴事実の範囲に限定すべきか否かという点であった。この議論の背景には、民・刑分離の原則を厳格に貫き、現行の裁判制度のあり方を維持するという考え方と、民・刑分離の原則を柔軟に解し、刑事裁判において解決できる民事上の問題の範囲を広げようとする考え方の根本的な見解の対立がある。⁴⁷ 活発な意見の交換が行われた結果、法制審議会刑事法部会においては、刑事司法におけるパラダイムの転換を容認する立場から、被告人側の当事者には保証人などを含むこと、刑事和解の対象を「被告事件に係る被害に関する民事上の争い」から「被告事件に係る被害を含む被告人と被害者等との民事上の争い」とし、刑事和解の申出期限を「証拠調べが終わるまで」から「弁論終結まで」とすることに修正された。⁴⁸

現行の刑事和解制度において、刑事和解をなしうる者の範囲は、原則として被告人と犯罪被害者等である。しかし、それに限られない。刑事和解においては、実務上、被告人の債務を第三者が保証する例もあることから、「被告人以外の者が被害者等に対し当該債務について保証する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは」、その保証人らと被告人および被害者等が共同してその旨の公判記録への記載を申立てることも可能とされている（付随措置法四条二項）。示談や刑事和解を利用しないことの原因が、より根本的には将来の支払いを担保する形で債務名義をえて和解することの魅力の乏しさにあるといえるのであれば、⁴⁹ 刑事和解では、この人的担保である保証の活用が大いに期待されるところである。

刑事和解の申立ての方式は、被告人と犯罪被害者等との間で合意が成立すること、両当事者が弁論の終結までに公判期日に出頭して共同して申立てること、申立ては口頭でも可能であるが、「当該申立てに係る合意およびその合意がなされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面」を提出して行わなければならない

いこと、および、その書面が公判調書に記載されることが必要である（付随措置法四条二項）。刑事和解が有効に成立すると、その効果として、裁判上の和解と同様の効力が生ずる（付随措置法四条四項）。和解記録の閲覧、保管等については、付随措置法の第五条が規定している。被害者等の公判手続における傍聴（付随措置法二条）、公判記録の閲覧および謄写（同法二条）については、損害賠償命令制度の場合と同様である。

従来、刑事手続の過程では、被告人と犯罪被害者やその遺族との間で被害弁償などに関する示談が成立し、量刑に関する資料として示談書が刑事裁判所に提出される例は少なくない。しかし、示談書にはそれ自体、民事執行手続上、特段の執行力はない。そのため、示談の内容が、例えば、分割支払いを約束するものや後日の支払いを約束するものである場合、刑事裁判終了後に刑事被告人がこれを誠実に履行しないときは、あらためて民事訴訟を提起し、確定判決をえてから強制執行をするほかなく、損害回復には相当の負担・困難を強いる結果となっていた。刑事和解は、このような難点を除去するのが目的である。刑事訴訟手続の場において、このような民事上の争いに関する事項を扱い、私人間の合意内容に執行力を付与する仕組みはこれまで存在しなかった。この点において、刑事和解制度は注目すべき試みといえることができる。⁵⁰

この刑事和解制度においても、問題点はいくつかある。大きな問題点は、当事者の出頭と和解内容に対する裁判所の関与の程度にある。⁵¹ 刑事和解の申立てには、被告人と犯罪被害者等の両当事者（保証人のある場合には保証人も）がそろって公判期日に出頭しなければならない。そのため、刑事手続の段階で示談に応じてもらった被害者本人に対し、さらに公判廷への出廷を要請することができるのかどうかこの点が鍵となる。これを実効たらしめるのが、代理人弁護士を選任や国選弁護士付与などのシステムである。これを欠いたままの刑事和解の制度では、画餅に帰すものにな

りかねない。

また、刑事和解の申立てにあたっては、被告人と犯罪被害者等の両当事者が和解をしたうえで、その和解がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事実を記載した書面を提出しなければならぬ。問題は、公訴事実と無関係な民事上の争いが対象となったとき、刑事事件を担当している裁判官がそれを的確に判断し、民事上遺漏のない和解条項を確定することができるのかどうかである。民事上の和解手続の運用次第では、そのことが刑事手続遅延の要因ともなりかねない。しかし、それを回避するために、事前に裁判所に対して和解書面を提出し、裁判所が第一回公判期日前にその和解書面を検討するということは、予断排除の点からも問題である。一方、犯罪被害者が死亡した場合の被害者側の和解の当事者は、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹であり、犯罪被害者の相続人とはその範囲を異にする。相続とかかわりなく刑事訴訟手続における和解が進められる仕組みには問題が残る。

これまでの刑事和解の利用状況については、最高裁判所事務総局刑事局への個別報告によると、施行初年度の二〇〇〇年一月から二〇〇八年三月までの間で、犯罪被害者保護法（現・付随措置法）四条一項・二項による申立てに係る合意を公判調書に記載した件数は合計三七九件あり、年次別では、六件（二〇〇〇年一月・二月）、五五件（二〇〇一年）、六〇件（二〇〇二年）、五四件（二〇〇三年）、四三件（二〇〇四年）、三九件（二〇〇五年）、七三件（二〇〇六年）、三八件（二〇〇七年）、一件（二〇〇八年）となっている⁵²。また、別の報告によると、二〇〇三年七月までの間で合計一五九件の利用があり、このうち被告人に保証人が付いたのは五五件（三四・六%）である⁵³。全体の三分の一以上の事件で履行確保の措置が講じられており、立法過程において追加された「被告人側の当事者に保証人を含む」とした点は一応の評価を与えることができる。しかし、いずれの統計数字をみても、利用状況という点では、

刑事和解が効果的に機能しているとは言い難い状況にある。

刑事和解制度には以上のような難点ないし問題点があるものの、この制度により和解調書に執行力が付与されることで、将来の支払約定、とりわけ分割約定による和解が成立しやすくなることは間違いない。その意味では、刑事訴訟手続における民事上の和解（刑事和解）の制度は、大いに活用されることが望まれる。とくに、刑事和解では、先に指摘したように、人的担保である保証の活用が大いに期待されるところである。そのためには、被害者側に代理人弁護士が就任し、被告人や保証人との間に協同関係ができることが必要である。刑事弁護士が被告人の量刑を有利にする目的のためにのみ刑事和解を行うとしたら、刑事和解の制度は真の被害者救済としては機能しなくなるであろう。刑事裁判所も和解の成立を単に量刑とだけ結びつけるのではなく、損害回復、修復的司法へ進める観点をもって、民事上遺漏のない和解条項を確定して行くことが求められる。

3 修復的正義と刑事司法のパラダイム転換

近年、刑事司法の領域において、原状への回復を求める正義、壊された利害得失を修復し元に戻す正義という意味で、「修復的正義 (restorative justice)」⁵⁴という考え方が、国の内外で有力となっている。従来、刑事司法は、国家対被告人という二当事者間の図式の中で捉えられ、その目的も被告人の犯罪事実を認定し、それに相応しい刑罰を科すことにあつた。しかし、修復的正義の観点からは、被害者に刑事手続への参加の道を開き、刑事手続において被害者の利害が十分に配慮されることが求められる⁵⁵。刑事手続は、犯罪者の科刑が唯一の目的ではなく、被害状況の除去と損害の回復、生活環境の修復をも目的としている。被害のより十分な回復を考慮する場合には、財産的損害の回復も

刑事手続に統合されるべきであり、これも修復的正義の一内容といわなければならない。刑事手続における損害賠償命令制度は、この趣旨に沿うものといえる。修復的正義に立場からは、実体法上および手続上の整備を行い、体系的な犯罪被害賠償法を制定することが将来的には望ましいといえる。⁵⁶⁾

また、修復的正義においては、加害者である被告人と犯罪被害者との間の和解が重視されなければならない。⁵⁷⁾ 犯罪は社会の連帯を破り、正義を侵すものであるから、正義を維持する意識がもう一度、関係者全体の中で内面化される必要がある、そのために刑事手続が用意されている。刑事手続は、犯罪者の科刑が唯一の目的ではなく、被害状況の除去と損害の回復、生活環境の修復をも目的としている。この目的実現のためには、共同体の調整を通じた被告人と犯罪被害者等との意思疎通のための努力が必要とされる。刑事手続における民事上の和解(刑事和解)の制度は、この趣旨に沿うものといえる。将来的には、弁護士あるいは捜査・訴追機関を通じた両当事者の話し合いや共同体との調整も検討されなければならないが、刑事和解の制度は犯罪者の処遇論とも関連しており、自分の責任を認めて正義を内面化する努力を示す犯罪者をどのように処遇すべきであるかなど、刑事司法のあり方の根幹にも触れることから、その有用性を認めるにしても、なお慎重な検討が求められる。⁵⁸⁾

損害賠償請求を刑事手続に統合することの利点は、手続の簡素化、刑罰請求の補充という刑事政策的意味、被害者の地位の改善、刑事判決と民事判決との矛盾の回避などの点にある。新しく導入された損害賠償命令制度を円滑に実施して行くためには、適用対象をこの制度に相応しいものに絞り、制度の実効性を一応確保して制度を立ち上げることに優先される。その意味では、損害賠償命令の申立てを、いわゆる生命・身体・自由といったものが保護法益となっている犯罪の中から、過失犯を除いたものに絞り、制度の実効性を一応確保して制度を立ち上げたことは、これ

までまったく前例のない制度を導入して、これを円滑に実施して行くためには、非難されるべきではない。

損害賠償命令制度には、事実上の「心証の引継ぎ」を意味する任意的口頭弁論が採用されているため、被害者側の立証は記録の取り寄せという形で簡単に済ませることも可能であり、この場合には、被害者側はもっぱら損害論に集中して主張・立証を行うことができる。不明な点があれば、裁判所は、口頭弁論をしないときでも、当事者を審尋することが可能である。

一方、刑事和解は、民事の訴え提起前の和解（民事訴訟法二七五条）に類似するが、当事者間にすでに合意が成立している点が異なる。また、刑事和解は、公判調書に和解の内容を記載することで裁判上の和解と同一の効力を与えている（民事訴訟法二六七条）、確定判決の場合に準じて民事執行法上の債務名義（民事執行法二二条七号）と認めることにより、被告人から合意に基づく履行がない場合には、犯罪被害者等は改めて民事訴訟を提起することなく公判調書により強制執行をすることができ、容易に損害回復の実現を図ることができる。しかも、法制審議会刑事法部会での活発な意見の交換により、被告人側の当事者には保証人などを含むことが認められた結果、第三者が保証人または連帯責任を負う旨を約したときは、その者も共同申立てができることになった。従って、刑事和解制度の運用においては、前述の被害状況の除去や損害の回復、生活環境の修復などとともに、人的担保である保証を活用するなどして、将来の支払いを担保する形で債務名義を得て和解することも積極的に考えて行く必要があるといえよう。

修復的正義という観点からみれば、刑事損害賠償命令と刑事和解の両制度は、それぞれがまったく無関係に独自の制度として存在するのではなく、相互に有機的関連をもちながら運用されて行くことが望まれる。

五 結 語

冒頭で述べたように、犯罪被害者の地位に関しては、これまでの歴史を振り返ってみると、暴行や傷害あるいは財産に対する侵害により被害者が損害を被った場合、古くは、被害者が家族や血縁団体ないし部族の力を借りて加害者に対し復讐をするとか、あるいは、みずから犯罪捜査や訴追を行い、私罰を求めることが行われた。しかし、時代が経つにつれ、被害者による私的復讐を昇華する形で公刑罰の観念が生まれ、犯罪に対する刑罰は国家の問題ないし専権事項とされるようになった。近代法のもとでは、公刑罰の正当性を確保するとともに、その濫用を防止するため、被疑者や被告人の権利保障の必要性が要請されたが、その一方で、被害者は犯罪事件の直接的な関係者でありながら刑事司法の主体ではなく、忘れ去られた存在となった。刑事手続における犯罪被害者の地位の歴史は、手続からの被害者排除の歴史であったといわれるが、こうした言葉は歴史の沿革的理由による部分が大きいといわなければならない。民事と刑事を分けることは、絶対的なものではなく、制度的な要請にすぎない。民・刑分離の壁が犯罪被害者の保護や権利擁護ないし損害の回復にとって大きな障害となっていることは、世界各国の共通した認識となっている。刑事司法を修復的正義の立場から被害者関係的に再構築する場合には、附帯私訴や刑事和解の制度、あるいは、損害賠償命令の制度は、その一つの可能な方向性を示すものといえることができる。

本稿で論じたところからも明らかのように、加害者から犯罪被害者等への賠償をどのように位置づけるかという問題については、いろいろな考え方がありうる。⁵⁹ 刑事裁判で有罪となった者に対しては、速やかに賠償を言渡すべきであるといった考え方や、犯罪被害者等への賠償は刑事罰を軽減する効果と引き換えに行われるべきであるといった考

え方がある一方、刑事罰に代えて損害賠償を行わせることを認める法律を制定すべきであるとする考え方や、加害者から犯罪被害者等への賠償を民法上の和解の一種と理解し、その効果を起訴処分や量刑といった刑事手続に反映させるべきであるとする考え方などもありうるであろう。いずれにせよ、犯罪被害者は当該被告刑事事件の関係当事者であり、犯罪被害者が訴訟手続に関与することは、修復的正義の観点に照らすならば、必要かつ不可欠なことである。損害賠償命令と刑事和解の両制度は、単独で制度それ自体を考えるのではなく、相互に足らざる部分を補いながら、有機的関連性をもつて運用されることが望まれる。そのように考えることが、制度本来の意図した趣旨であると思われる。今後は、比較法的見地も視野に入れながら、損害賠償命令制度を横断的に検討して行くことにしたい。

(1) 傷害や殺人、窃盗や強盗、動物による加害等の違法行為については、当初、個人対個人の復讐によっていた。それが、次第に民族などの団体や血縁による復讐として現れ、被害者の所屬していた家族や氏族等の集団が、加害者およびその属する集団を敵として徹底的に攻撃し、報復した。その後、政治的権威が形成されるようになると、その権威的機関によってより公平な高い立場から解決方法が図られるようになり、共同社会の平和を維持するために、復讐に対して制限が加えられるようになった。制限された復讐の典型形態が、「同害報復」、すなわち、タリオ(Talio)である。タリオ思想は、今日の我々の常識からいえば、ずいぶん残酷な仕打ちのように見えるが、未開の原始社会における本能的で無制限な血の復讐と比べると、人間的理性的反省に基づくより進歩した制裁方法である。紀元前の旧約聖書、ハンムラビ法典、ローマの一二表法などには、タリオ思想の現れとみられる規定にいくつか存在する。やがて公的権威が成立すると、賠償はある程度画一的で定額的な贖罪金なるものに移行し、被害者は贖罪金によって満足し、加害者も贖罪金を支払う義務あるものとされることになった。復讐を禁止することの代償としての贖金は、私的な制裁金または贖金という性質が強かったといえる。そして、国家権力や裁判制度が次第に整備されてくるにつれて、民事責任と刑事責任とが分化し、処罰ないし制裁の権限は刑事罰という形で国家に集中し、被害

- 者が被った損害については民事責任として加害者に賠償させるという形が出来上がるようになった。復讐から贖金へ、贖金から損害賠償へという歴史的発展は、損害賠償をして現実に生じた損害を加害者に賠償させること認めさせ、公平かつ妥当な損害の賠償という形をとることになった。「贖う」ということは「損害を賠償する」ということを意味し、損害賠償を醇化する契機が整ったということがいえる。ここに今日の賠償金の支払いを基本とする不法行為の原型を見ることが出来る。ゲルハルト・リース「古代オリエントにおける私的不正に対する制裁—刑法と損害賠償の発端と発展について—」獨協法学四七号(一九九八年)五六六頁以下、ミッタイスリーベリッヒ著/世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説「改訂版」』(創文社、一九七一年)五四頁以下、六五頁、一五三—一五五頁、四二四頁、H・J・ベッカー/鈴木佳秀訳『古代オリエントの法と社会』(ヨルダン社、一九八九年)一一五頁以下、二〇五頁以下、二六七頁以下など。欧文の文献として、Gerhard O. W. Mueller, *Tort, Crime and the Primitive*, 46 J. Crim. L. Criminology & Police Sci. 303, at 308-332 (1955); Detlev Frehsee, *Schadenswiedergutmachung als Instrument strafrechtlicher Sozialkontrolle*, Duncker & Humblot, 1987, S. 13-27; Stephen Schafer, *Compensation and restitution to victims of crime*, Patterson Smith, 2nd ed. enl.1970, p. 3-12; Thomas Weigend, *Deliktsofper und Strafverfahren*, Duncker & Humblot, 1989, S.28-43 など。刑罰と損害賠償に関する不法の本質や責任構造の違いについては、多くの文献があるが、差しあたり、高橋則夫「刑罰と損害賠償—刑法・民法における行為規範と制裁規範—」現代刑事法六卷六号(二〇〇四年)三七頁以下、西原春夫「民事責任と刑事責任」有泉亨ほか編『現代損害賠償法講座1(総論)』(日本評論社、一九七六年)二五頁以下、山田卓生「民事法の正義と刑事法の正義」法曹時報四九卷六号(一九九七年)一頁以下など。
- (2) 立法の経緯と背景につき、親家和仁Ⅱ盛岡礼子「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の概要」法律のひろば六〇巻一一号(二〇〇七年)一四頁以下、白木功「『犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律』の概要」ジュリ一三三八号(二〇〇七年)四八頁以下、平城文啓「被害者参加制度と損害賠償命令の創設」時の法令一八〇一号(二〇〇八年)六頁以下など
- (3) 損害賠償命令制度と被害者参加制度は、同一の刑事裁判で同時に利用される場合も少なくはないが、適用される罪種(業

務条過失致傷の罪が除外されるか否か。損害賠償命令制度は除外する)、対象者(被害者本人以外に、配偶者・直系の親族もしくは兄弟姉妹か相続人か。損害賠償命令制度は被害者の相続人とする)において違いがある。山下幸夫「刑事裁判への被害者参加制度の立法経過と実務家から見た問題点」刑事弁護五〇号(二〇〇七年)八二頁以下、八八頁注(11)。

(4) 武内大徳・山崎勇人「被害者参加制度・損害賠償命令の現状と課題」自由と正義六四卷一二号(二〇一三年)一二頁以下。同一三頁【別表】「被害者参加申出件数の内訳と推移」によれば、参加の申出人数では二〇〇九年五七一人から二〇一二年一、〇二三人、許可人数では二〇〇九年五六〇人から二〇一二年一、〇〇〇人と推移し、二〇〇九年の施行当初から約二倍に増加し、また、被告人質問等の利用件数でも、二〇〇九年三四四人、二〇一二年四七四人と推移し、増加傾向にある。なお、併せて、小池勝雅「被害者参加制度の運用に関する諸問題」植村立郎判事退官記念論文集『現代刑事法の諸問題第二巻』(立花書房、二〇一一年)三二九頁以下参照。

(5) 付随措置法の附則九条に基づいて法務省に設置された「平成一九年度改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」(以下「意見交換会」という)に配布された資料によると、二〇一一年の終局事件数で二三七件、認容賠償額は五〇〇万円までが半数を占め、高額の賠償が認められた例は少ないという。水谷規男「被害者参加と損害賠償命令」刑法雑誌五三卷三号(二〇一四年)四八七頁以下、四九八頁。また、大阪地方裁判所における施行直後一年間(二〇〇九年)の申立て件数は一五件、施行後二年目(二〇一〇年)は一二月末時点で一三件にとどまっている。和田真「刑事損害賠償命令の概要と大阪地方裁判所(本庁)における運用状況について」判タ一三四四号(二〇一一年)四頁。

(6) 奥村正雄「第二次犯罪被害者等基本計画の意義と課題」ジュリ一四二四号(二〇一一年)四五頁以下、和田・前掲注(5)四五頁以下、土井和重「刑法への損害回復導入を巡る国際的潮流と我が国の損害賠償命令」法学研究論集(明治大学大学院法学研究科)四〇号(二〇一四年)一頁以下など。

(7) 長谷川貞之「犯罪被害者の損害回復と附帯私訴・刑事和解の制度」比較法文化(駿河台大学比較法研究所)一〇号(二〇〇二年)四七頁以下。

(8) 前掲注(1)、および、そこで引用の各文献参照。

- (9) S・シェーファーは、刑事裁判の歴史的展開を犯罪被害者の地位という観点から、沿革的に二つの時期（黄金期・衰退期・復興期）に区分して説明する。Stephen Schafer, *Victimology: The Victim and His Criminal*, Reston Publishing Company Inc., 1977, pp.5-32. 同書は、同著者のよる The victim and his criminal: a study in functional responsibility, Random House, 1968, pp.7-38 に加筆訂正し改題したものである。被害者補償の沿革史と第二次大戦後の動向については、宮澤浩一「被害者補償の制度(一)」時の法令一三三六号(一九八八年)七〇頁以下に詳しい。
- (10) 石井良助「刑罰の歴史(日本)」同『日本刑事法史』(創文社、一九八六年)四一頁以下、穂積陳重「刑法進化の話」同『復讐と法律』(岩波文庫)(岩波書店、一九七二年)三〇頁以下、埴浩「刑罰の歴史—西洋—」莊子邦雄ほか編『刑罰の理論と現実』(岩波書店、一九七二年)一二二頁以下、石川才顕「犯罪被害者への損害賠償の必要性和刑事司法的介入の理論的基礎」日本法学三二巻四号(一九六六年)七〇頁以下など。
- (11) 長谷川・前掲注(7)五〇—五八頁、および、そこで引用する各文献を参照。
- (12) 附帯私訴とは、刑事の公訴に附帯して審理をを求めることを許される民事の訴えである。小野清一郎『全訂第三版 刑事訴訟法講義』(有斐閣、一九三三年)六二〇頁。附帯私訴の制度は、明治一三年、ボワソナードの草案をもとに起草された治罪法(明治一三年太政官布告第一三三三号。第一編二条以下、第三編第二小第二節一〇条以下)において初めて日本の法律に登場し、次いで、明治刑事訴訟法(明治二三年法律第九六号。第一編二条以下)、大正刑事訴訟法(大正一一年法律第七五号。第九編五六七条以下)に受け継がれていった。大正刑事訴訟法は、私訴を提起できる者は犯罪により身体・自由・名誉または財産の被害を受けた者であり、民事上の損害賠償および贓物の返還請求ができた。弁護士でない者も代理人となることが可能であり、裁判所の許可を得れば訴訟記録の閲覧および謄写が認められた。私訴の提起は、第一審の弁論終結時までに訴状を裁判所に提出することを要した。私訴の判決は公訴について認められた事実に従うことから、公訴の審理が終了してから私訴の取調べが行われた。詳細は、長谷川・前掲注(7)五八頁以下。
- (13) 団藤重博『刑事訴訟法綱要』(弘文堂書房、一九四三年)八二五頁「第一五表」によると、附帯私訴第一審新受件数は、昭和元年に四三三件あったが、これを境に昭和八年には二七一一件、昭和一五年には一〇〇件となり、年々下降している。利用

件数の少なさが何に原因するかははっきりしないが、附帯私訴により民事上の請求権が実現される機会は極めて限定されていたことが、原因の一つであるように思われる。附帯私訴があっても、裁判所は、訴訟がいかなる状態であるかを問わず、私訴判決までに多大な時間を要すると考えるときは決定により私訴を却下することが可能であり、その決定には抗告が認められていなかった。また、公訴について無罪、免訴または公訴棄却の判決がなされると、私訴につき判決をなすことはできず、申立ては却下され、被害者は別途、民事訴訟の提起を余儀なくされた。

(14) 長谷川・前掲注(7)六八―七〇頁。附帯私訴に関する近時の論文として、梶山正宣「加害者に対する訴訟と犯罪被害者―附帯私訴の可能性」龍谷大学大学院法学研究七号(二〇〇五年)六三頁以下、川出敏裕「付帯私訴制度について」廣瀬健二・多田辰也編『田宮裕博士追悼論集「下巻」』(信山社、二〇〇三年)二八七頁以下、滝沢誠「付帯私訴による被害者の損害回復」法学新報一〇七巻九・一〇号(二〇〇一年)一四一頁以下など。

(15) 黒澤睦「明治初期の告訴制度の形成過程―刑事手続法における関連諸規定の概観―」富大経済論集五三巻二号(二〇〇七年)一八三頁以下。

(16) 瀬川晃ほか「〈座談会〉犯罪被害者の権利利益保護法案をめぐって」ジュリ一三三八号(二〇〇七年)二頁以下「瀬川晃発言」。

(17) 宮澤浩一「被害者の補償制度(三)」時の法令一三四〇号(一九八八年)五〇頁以下。

(18) 欧米と日本を比較した被害者の権利確立に関する歴史について、諸澤英道「日本における被害者対策の現状と課題」法律のひろば六〇巻一―号(二〇〇七年)四頁以下。なお、本文の第二段階に至る時期の前後に、簡易・迅速な損害回復を推進する立場から附帯私訴制度の復活を待望する声は少なくはなかったが、立法に結実するまでには至らなかった。奥村・前掲注(6)六五頁注(11)で引用する各種文献を参照。

(19) 犯給法の運用実態については、宮澤浩一「犯罪被害者への支援―心の支えのために―」書齋の窓四五四号(一九九六年)一―三頁以下に、施行後一五年間の統計分析がある。その後、一九九五年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、重傷病給付金の創設など支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされ、二〇〇一年七月から

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が施行されている。同法については、後述の基本法およびこれに基づき作成された基本計画を受け、重傷病給付金について支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを内容とする政令改正や規則改正が行われている。最近では、二〇一一年三月に閣議決定された第二次犯罪被害者等基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の「最終取りまとめ」を踏まえ、犯罪被害者または第一順位遺族と加害者との間に兄弟姉妹の関係がある場合に係る犯罪被害者等給付金の不支給事由および児童虐待等と認められる親族間犯罪の場合における特例規定を見直す規則改正がなされている。詳細は、警察庁犯罪被害者支援室のホームページ (<https://www.npa.go.jp/higaisya/shien/kyufu/seido.htm>) を参照。近時の犯罪被害給付制度の運用につき、〈シンポジウム〉「犯罪被害者への経済的支援——犯給制度の再評価と展望——」被害者学研究二五号 (二〇一五年) 一一二頁以下。

(20) 立法に至る経緯につき、酒巻匡「犯罪被害者保護等のための新法律」法学教室二四〇号 (二〇〇〇年) 三六頁以下。解説書として、椎橋隆幸『わかりやすい犯罪被害者保護制度』(有斐閣二〇〇一年)、松尾浩也編『逐条解説犯罪被害者保護二法』(有斐閣、二〇〇一年) など参照。

(21) 詳細は、奥村正雄「犯罪被害者等の損害回復と損害賠償命令制度」ジュリ一三三八号 (二〇〇七年) 六三頁以下。刑事和解に関する法制審議会刑事法部会の議論については、椋山・前掲注(14) 六八―六九頁。とくに意見の対立が激しかったのは、刑事裁判における民事上の和解において被告人側の当事者に保証人等を含めるか否か、和解の対象を被告事件の公訴事実の範囲に限定すべきか否かであった。

(22) 基本計画の掲げる四つの基本方針とは、「尊厳に相応しい処遇を権利として保障すること」、「個々の事情に応じて適切に行われること」、「途切れることなく行われること」、および、「国民の総意を形成しながら展開されること」であり、重点課題は次の五つであった。①損害回復・経済的支援等への取組み (基本法一二条・一三条・一六条・一七条関係) (四二施策)、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組み (基本法一四条・一五条・一九条関係) (六九施策)、③刑事手続への関与拡大への取組み (基本法一八条関係) (四三施策)、④支援等のための体制整備への取組み (基本法一一条・二二条・二三条関係) (七五施策)、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み (基本法二〇条関係) (二九施策)。

(23) 諮問第八〇号は、次のとおりである。

「犯罪被害者等基本法の趣旨及び目的にかんがみ、刑事手続において、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、先の事項に関して、その整備要綱の骨子を示されたい。

〈記〉

第一 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度

第二 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

第三 犯罪被害者等に関する情報の整備

1 公開の法廷において性犯罪等の被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度

2 証拠開示の差異に、相手方に対して、性犯罪等の被害者の氏名等を明らかにしないようにすることを求めることができる制度

第四 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することができる制度

(24) 法制審議会第一五〇回会議（二〇〇六年九月六日開催）。損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度について、「第一の事項は、『損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度』であります。これについては、基本計画にもあるように、『多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷付き疲弊している精神に更なる負担を与えることになり、また、訴訟になると高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠が十分に得られないことなど、多くの困難に直面することなどから、現在の損害賠償請求制度が犯罪被害者等のために十分に機能しているとは言い難い』との指摘がございます。そこで、附帯私訴、損害賠償命令等、犯罪被害者等の損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる、我が国にふさわしい新たな制度について、御審議をお願いしたいのであります。」

(25) 答申につき、<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/070207-4-1.html> 参照。

(26) 「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」についていえば、いわゆる「附帯私訴」の制度が示された。その

損害賠償命令制度の意義と機能（長谷川）

内容は、一定の罪種につき被害者等が刑事事件の係属する裁判所に対して弁論終結前に損害賠償請求を行い、裁判所は有罪の言い渡し後、これについて審理を開始し、決定を言い渡すというものである。このための審理は原則として四回までとし、それまでに終結しないときは、民事裁判に移行するとしている。

(27) 瀬川ほか〈座談会〉・前掲注(16)八―九頁以下「瀬川晃発言」。

(28) 附則九条および一〇条の規定を追加する処理がなされた。

(29) 前述の基本計画で示された四つの立法事項（前掲注(22)）との関係でみれば、「刑事裁判に直接関与することのできる制度」と「被害者に関する情報の保護」は刑事訴訟法の一部改正により刑事訴訟法三二六条の三三以下に、「損害賠償請求に關し刑事手続の成果を利用する制度」と「公判記録の閲覧・謄写に範囲拡大」は、犯罪被害者保護法の一部改正により付随措置法九条以下に、それぞれ立法の担当がなされたことになる。

なお、被害者参加制度を利用して刑事手続に参加する被害者参加人の経済的負担を軽減するための施策として、二〇一三年六月、付随措置法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第三三三号）が制定され、公判期日等に出席した被害者参加人に対して旅費等を支給する制度が導入されるとともに、被害者参加人のための国選弁護制度（二〇〇八年四月の付随措置法の一部改正により導入。平成二〇年法律第一九号）における資力要件を緩和することが定められている。白鳥智彦「〈法令解説〉被害者参加人の経済的負担を軽減——被害者参加旅費等支給制度の創設と被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和」時の法令一九四八号（二〇一四年）一一頁以下。

(30) 水谷・前掲注(5)四八七頁以下。

(31) 詳細は、和田・前掲注(5)六頁以下。

(32) 損害賠償命令の裁判・審理が一般の民事訴訟の裁判・審理と共通する点、および、異なる点については、和田・前掲注(5)八頁以下が整理するところを参照されたい。

(33) 損害賠償命令の申立てを行える罪は、以下の通り（付随措置法九条一項）。

① 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪またはその未遂罪

②次に掲げる罪またはその未遂罪

(イ) 刑法一七六条から一七八条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつおよび準強姦）の罪

(ロ) 刑法二二〇条（逮捕および監禁）の罪

(ハ) 刑法二二四条から二二七条まで（未成年者略取および誘拐、営利目的等略取および誘拐、身の代金目的略取など、所在国外移送目的略取および誘拐、人身売買、被略取者など所在国外移送、被略取者引渡しなど）の罪

(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（前号に掲げる罪を除く）

和田・前掲注(5)二三頁には、上記の被告事件について、刑法犯（罪種五〇）、特別法犯（罪種二六）に区分し、具体的な「損害賠償命令制度の対象犯罪」が一覧表の形でまとめられており、参考になる。

(34) 損害賠償命令の申立ては、却下の決定の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立てなどをしなければ、時効の中断の効力を生じない（付随措置法一四条）。

(35) 水谷・前掲注(5)四八八頁。

(36) 水谷・前掲注(5)四八八頁。

(37) 水谷・前掲注(5)四八八頁。

(38) 武内Ⅱ山崎・前掲注(4)一四頁。

(39) 水谷・前掲注(5)四九〇頁、和田・前掲注(6)一三三頁。

(40) 水谷・前掲注(5)四九〇頁、和田・前掲注(6)一三三―一四頁。

(41) 山下・前掲注(3)八四―八五頁。

(42) 樵山・前掲注(14)七四頁。

(43) この間の事情は、瀬川ほか・前掲注(16)八頁「瀬川発言」に詳しい。

(44) 長谷川・前掲注(7)七一頁以下、小川育央「刑事手続における和解に関する諸問題」判タ一一九九号（二〇〇六年）四頁

以下など。

- (45) 法制審議会刑事法部会「第七八回会議事録」(一九九〇年) 五六頁以下。
- (46) 梶山・前掲注(14)六八―六九頁、岩村智文「刑事訴訟手続における和解」刑事弁護二五号(二〇〇一年) 五二頁以下、五三頁。
- (47) 梶山・前掲注(14)六九頁。
- (48) 法制審議会刑事法部会「第八〇回会議事録」(一九九〇年) 五二頁。
- (49) 和田・前掲注(5)一三―一四頁。もちろん、被告人に賠償資力があっても、被告人に有利な事情として考慮されるのを被害者等が嫌う場合もある。また、被告人が犯罪事実を犯したか否かに争いがあると、たとえ賠償資力があっても、示談や刑事和解の申出をしない場合もあり得る。
- (50) 訴訟上の和解については、その法的性質をめぐり学説に争いがある。司法の核心的役割は、権利(請求)を対審構造をもつ民事訴訟手続において確定し、これに必要なとされる救済を与えることによつて司法的に保障することにあるとする立場からは、訴訟上の和解は、私法上の和解契約の要素のほかに、裁判所に紛争解決を了知させるがゆえに、訴訟終了の効果の結びつけられた訴訟上の陳述(合同行為)の要素が含まれ、理論的にはそれぞれの私法行為と訴訟行為とが併存していると考える見解が有力である。詳細は、河崎祐子「訴訟上の和解の法的性質―その効力をめぐる議論を中心に―」信州大学法学論集二七号(二〇一六年) 一頁以下。
- (51) 岩村・前掲注(46)五三―五五頁。
- (52) 村井敏邦「犯罪被害者をめぐる問題状況」司法書士四三七号(二〇〇八年) 二頁以下、一四頁【別表】「犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(高・地・簡裁総数)」。
- (53) 梶山・前掲注(14)六九―七〇頁。ちなみに、刑事和解の対象となりうる罪の判決を受けた者は、二〇〇一年・二〇〇二年の二年間で約六八、七〇〇人(第一審の地裁および家裁)を数える。その内訳は、財産犯が八五件で最も多く、次いで、傷害、殺人未遂などが三五件、以下、業務上過失致死傷が一五件、強姦・強制わいせつが一二件、殺人・傷害致死が六件、その他の

罪が六件である。

- (54) 椎橋隆幸「犯罪被害者救済の基本的視座」現代刑事法一〇号(二〇〇〇年)四頁以下、七頁、齊藤豊治「犯罪被害者をめぐる立法と政策——バランスのとれたアプローチの必要」法セミ五五六号(二〇〇一年)五五頁以下、五六―五七頁。渥美東洋教授は、いち早く修復的司法の考え方を取り入れた刑罰論、刑事司法論の必要性を説いている。渥美東洋『罪と罰を考える』(有斐閣、一九九三年)三〇九―三二六頁、同『刑事訴訟を考える』(日本評論社、一九七八年)一七八頁。
- (55) 中野目善則「被害者の刑事手続への参加」現代刑事法一〇号(二〇〇〇年)二七頁以下、三三頁。
- (56) 高橋則夫「犯罪被害者保護関連二法の残された課題」現代刑事法一九号(二〇〇〇年)四九頁以下、五四頁。
- (57) 椎橋・前掲注(54)七―八頁、奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援」現代刑事法一九号(二〇〇〇年)四六頁以下、五五―五六頁。アメリカでは、被害者・加害者和解プログラムが重要な役割を果している。安東美和子ほか「アメリカにおける犯罪被害者施策及びその実用実態」法務総合研究所研究部報告九(法務総合研究所、二〇〇〇年)二二頁以下。Susan Kiss Sarnoff, *Paying For Crime: The Policies and Possibilities of Crime Victim Reimbursement*, Praeger, 1996, pp.17-23.
- (58) 吉田敏雄⇨高橋則夫「刑事和解と損害回復」刑法雑誌三八卷二号(一九九九年)一六八頁以下。
- (59) 高橋則夫『刑法における損害回復の思想』(成文堂、一九九七年)五頁以下、諸澤英道「〈随想〉問われる『民刑分離』」判タ七八八号(一九九二年)四頁以下など。

